

日医発第 1621 号（情シ）
令和 6 年 12 月 19 日

都道府県医師会 担当理事 殿
郡市区等医師会 担当理事 殿

公益社団法人 日本医師会
常任理事 長島 公之
（公印省略）

電子処方箋管理サービスの一時停止について・第一報（周知依頼）

平素より本会会務の運営に特段のご理解・ご支援を賜り厚く御礼申し上げます。
電子処方箋において、医療機関・薬局で医薬品マスタ等の設定が適切になされていないこと等により、医療機関で意図した医薬品名や単位とは異なるものが薬局において表示された事例が報告されました。

本件を受けて、誤った医薬品が患者様に交付されないよう万全を期すために、電子処方箋管理サービスの機能を一時停止し、医療機関・薬局における医薬品マスタの確認作業の実施期間を設ける旨、周知依頼が厚生労働省医薬局総務課より本会宛にまいりました。

医療機関におかれましては、同サービスの停止期間中は、紙の処方箋での対応をお願いいたします。確認作業、復旧の等の詳細につきましては、続報が届き次第、お知らせいたします。

貴会におかれましても、本件についてご了知いただくと共に、貴会管下の郡市区等医師会ならびに会員への周知方につき、ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

記

【停止期間】

令和 6 年 12 月 20 日（金）8 時～24 日（火）まで
※状況によっては変更の可能性あり

【停止機能】

電子処方箋管理サービス全般の機能が停止（電子処方箋の新規発行、紙の処方箋の処方情報の登録、重複投薬等チェック、薬剤情報等の閲覧等）

【別添資料】

・電子処方箋管理サービスの一時停止について（第一報）

以上

令和6年12月19日

公益社団法人 日本医師会 担当理事 殿

厚生労働省

電子処方箋管理サービスの一時停止について

日頃から厚生労働行政に対して御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、電子処方箋が運用される中で、医療機関・薬局で医薬品マスタ等の設定が適切になされていないこと等により、医療機関で意図した医薬品名や単位とは異なるものが薬局において表示された事例が報告されました。

本事例を受けて厚生労働省では、誤った医薬品が患者様に交付されないよう万全を期すために、医療機関・薬局における医薬品マスタの確認作業の実施期間について、電子処方箋管理サービスの機能を一時停止することといたしました。

本事例を受けた今後の対応については、追ってご連絡致しますので、貴職におかれては、本通知について、御了知の上、貴下団体会員、関係団体、関係機関等に周知徹底を図るとともに、遺漏なきよう御配慮願います。

記

1. 電子処方箋管理サービスの停止期間

令和6年12月20日（金）8時～令和6年12月24日（火）

※状況によって変更の可能性があります。

2. 停止される機能

電子処方箋管理サービス全般の機能が停止（電子処方箋の新規発行、紙の処方箋の処方情報の登録、重複投薬等チェック、薬剤情報等の閲覧等）

以上